

危険物規制事務審査基準

令和7年2月

名古屋市消防局

目

次

<本文>

- 第 1 趣旨
- 第 2 製造所等の意義
- 第 3 危険物施設間の区分
- 第 4 タンク容積の算定方法
- 第 5 製造所の基準
- 第 6 一般取扱所の基準
- 第 7 屋内貯蔵所の基準
- 第 8 屋外タンク貯蔵所の基準
- 第 9 屋内タンク貯蔵所の基準
- 第 10 地下タンク貯蔵所の基準
- 第 11 簡易タンク貯蔵所の基準
- 第 12 移動タンク貯蔵所の基準
- 第 13 屋外貯蔵所の基準
- 第 14 給油取扱所の基準
- 第 15 販売取扱所の基準
- 第 16 移送取扱所の基準
- 第 17 消火設備・警報設備の基準
- 第 18 仮貯蔵等承認基準
- 第 19 仮使用承認基準
- 第 20 予防規程認可基準

<別記>

- 別記 1 危険物施設間の区分例（移送取扱所を除く。）
- 別記 2 タンク容積の算定方法
- 別記 3 換気・排出設備の基準
- 別記 4 危険物を取り扱う配管等として用いる強化プラスチック製配管に係る運用基準
- 別記 5 電気防食の施工に関する基準
- 別記 6 配管支持物の耐火措置の運用基準
- 別記 7 屋内貯蔵所の架台の耐震構造に関する基準
- 別記 8 危険物をタンクコンテナに収納して屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用基準

- 別記 8-2 危険物をドライコンテナに収納して屋外貯蔵所に貯蔵する場合の運用基準
- 別記 9 地震動による慣性力及び風荷重の計算方法
- 別記 10 通気管の設置に伴う計算方法
- 別記 11 防油堤の構造に関する運用基準
- 別記 12 防油堤の安全度判定基準
- 別記 13 防油堤の配管貫通部の保護措置に関する基準
- 別記 14 防油堤の水抜口等に関する技術基準
- 別記 15 屋外貯蔵タンク底板下への雨水浸入防止措置に関する指針
- 別記 16 浮き蓋付の屋外タンク貯蔵所の構造等基準
- 別記 16-2 S S I (底部泡注入法)設備の基準
- 別記 17 中仕切を有する屋外タンク貯蔵所の構造等指針
- 別記 18 鋼製の枕基礎の施工方法等に関する指針
- 別記 19 地下貯蔵タンクの砕石基礎による施工方法に関する指針
- 別記 20 鋼製強化プラスチック製二重殻タンクの構造例
- 別記 21 政令第 15 条第 2 項に規定する積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準
- 別記 22 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準
- 別記 23 胴板を延長した被けん引式の移動タンク貯蔵所の細部構造基準
- 別記 24 単独荷卸しに必要な安全対策設備に係る運用基準
- 別記 25 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用基準
- 別記 26 エタノール等を取り扱う給油取扱所に係る運用基準
- 別記 27 給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の運用基準
- 別記 28 給油取扱所に設置する非常用発電設備の基準
- 別記 29 消火設備・警報設備の基準

凡 例

- 法 …… 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 政令 …… 危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）
- 省令 …… 危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）
- 告示 …… 危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）
- 施行令 …… 消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
- 施行規則 …… 消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
- 建基法 …… 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 条例 …… 名古屋市火災予防条例（昭和 37 年条例第 16 号）
- 市規則 …… 名古屋市危険物規制規則（平成 12 年名古屋市規則第 19 号）
- 市規程 …… 危険物規制事務処理規程（平成 12 年消防局訓令第 6 号）
- （特例）** …… 政令第 23 条（基準の特例）を適用することにより認めて差し支えない規定
- [] …… 関係通達等（名古屋）
- < > …… 関係通達等（ 国 ）
- * …… 国の通達等により運用が明確にされていないため、本市の標準として規定したもの及び安全性を高めるため本市の標準として規定したもの。標準であるため、同等以上の安全性が資料等により確認できる場合は標準によらないことができる。なお、一の段落中に国の通達内容と本市の標準が混在している場合には、本市の標準例部分に破線を引き、文末に＊と記載することとする。

用語の定義（特に断りのない限り、本書における用語は下記の例による。）

- 不燃材料 …… 政令第 9 条第 1 項第 1 号に規定する不燃材料をいう。
- 耐火構造 …… 政令第 9 条第 1 項第 5 号に規定する耐火構造をいう。
- 防火設備 …… 政令第 9 条第 1 項第 7 号に規定する防火設備をいう。
- 特定防火設備 …… 政令第 9 条第 1 項第 7 号に規定する特定防火設備をいう。
- 高引火点危険物 …… 政令第 9 条第 2 項に規定する高引火点危険物をいう。
- 準耐火構造 …… 建基法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造をいう。
- 防火構造 …… 建基法第 2 条第 8 号に規定する防火構造をいう。
- 準耐火建築物 …… 建基法第 2 条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物をいう。

改 正 経 過

制定……………昭和 63 年 4 月（危険物規制事務処理要綱を分割する形で制定）

改正……………平成 2 年 4 月、平成 9 年 4 月、平成 12 年 4 月、平成 16 年 4 月、平成 19 年 4 月、平成 22 年 4 月、平成 25 年 4 月、平成 28 年 4 月、平成 29 年 11 月、平成 30 年 1 月、平成 31 年 4 月、令和 4 年 4 月、令和 7 年 2 月

(趣旨)

第1 この審査基準は、行政手続法第5条に基づき、申請により求められた許認可等をするかどうかを判断するため、法及び政令等の技術上の基準等を統一的な運用、指導について具体的な基準を定めたものである。

(製造所等の意義)

第2 法第10条第1項の規定による「製造所、貯蔵所及び取扱所」の意義については、次によること。＜S34.10.10国消甲予発第17号＞

1 製造所の意義

製造所とは、危険物を製造する目的をもって、1日において指定数量以上の危険物を取り扱うため法第11条第2項により許可を受けた場所をいい、その場所には、建築物その他の工作物、空地及び附属設備が含まれる。なお、危険物の加工を目的とするものは製造所に該当しない。

2 貯蔵所の意義

貯蔵所とは、指定数量以上の危険物を貯蔵する目的をもって、法第11条第2項により許可を受けた場所をいい、その場所には、建築物、タンクその他の工作物、空地及び附属設備が含まれる。

なお、貯蔵所の区分については、政令第2条の規定によること。

3 取扱所の意義

取扱所とは、危険物の製造以外の目的をもって、1日において指定数量以上の危険物を取り扱うため法第11条第2項により許可を受けた場所をいい、その場所には、建築物その他の工作物、空地及び附属設備が含まれる。

なお、取扱所の区分については、政令第3条の規定によること。

(危険物施設間の区分)

第3 危険物配管により危険物施設が相互に接続される場合の危険物施設の区分（移送取扱所を除く。）は、別記1「危険物施設間の区分例（移送取扱所を除く。）」によること。

(タンク容積の算定方法)

第4 政令第5条に規定するタンク容積の算定方法は、別記2「タンク容積の算定方法」によること。